

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件」の一部改正について

1 現行制度の概要

飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項において、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものとされており、当該飼料添加物については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件（昭和 51 年農林省告示第 750 号。以下「告示」という。）において指定されている。

また、法第 3 条の規定により、農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて飼料又は飼料添加物の成分規格等を定めることができるとされており、当該成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。）において定められている。

2 改正の趣旨

メーカーから要望があったことを受け、「アセチルシステイン」を飼料添加物に指定するとともに、当該飼料添加物について成分規格等を定める。

なお、今般の改正に当たって農業資材審議会に意見を聴いたところ、適当であるとの答申を得た。

3 改正の内容

- ① 告示第 2 号に、飼料添加物としてアセチルシステインを追加する。
- ② 省令別表第 1 の 1 の (1) に飼料中のアセチルシステインの含有量を規定する*。
- ③ 省令別表第 1 の 1 の (2) にアセチルシステインは鶏（ブロイラーを除く。）以外を対象とする飼料に用いてはならない旨を規定する*。
- ④ 省令別表第 2 の 7 の (2) 及び (3) に、アセチルシステインの定量法等に用いる試薬・試液及び容量分析用標準液について規定する。また、その他所要の改正を行う。
- ⑤ 省令別表第 2 の 8 に、アセチルシステインの成分規格等を規定する。

※ 規定順は制定順による。

4 施行期日

公布の日

5 パブリックコメントの実施期間

令和 8 年 3 月 12 日～4 月 11 日